



TITLE:

中國における村制の成立：古代帝國崩壊の一面

AUTHOR(S):

宮崎, 市定

CITATION:

宮崎, 市定. 中國における村制の成立：古代帝國崩壊の一面. 東洋史研究
1960, 18(4): 569-590

ISSUE DATE:

1960-03-31

URL:

<https://doi.org/10.14989/148166>

RIGHT:

中國における村制の成立

— 古代帝國崩壞の一面 —

宮 崎 市 定

一 古代都市國家

私は二十年程前から中國古代史は都市國家の成長、發展、解消と見るべきだと考え、度々その意見を發表してきた。

そして幸か不幸か、誰にも相手にされなかつた爲に、反つて雑音の妨害を受けずに、私自身の考えを純粹にまとめることができた。その後、昭和三十二年六月發行の「大谷史學」第六號に「中國における聚落形體の變遷について——邑・國と郷・亭と村とに對する考察——」なる論考を載せたが、これで私の中國古代都市國家論は私なりに一應の歸結に到達したと言つていいと思う。この中に述べた私の考によれば、都市國家は原來獨立自治の團體であるが、中國

上代に實際に存在した無數の都市國家は次第に兼并されて戰國時代の領土國家に移行し、更にそれが解消して秦漢の古代帝國の大統一を出現させるが、しかも上代の都市國家の遺制は漢代までは殘存して、漢代社會の特色を形造つてゐる。漢代社會の特色については、從來中國の傳統的な史觀においても、それは獨特の郷制が行われ、郷亭の職が重んぜられた點にあると考えられてきた。ところで漢代の郷亭とは抑も如何なるものかについて、從來の研究はあまりはつきりとはその實體を教えてくれない。それは漢代の郷亭について、次のような三つの、一見互いに相矛盾するよ

うな記録があり、その説明が巧くつかぬからであつた。即ち

十里一亭 十里一郷 十亭一郷

という三條件であり、之は到底數學的に三者を同時に成立させることは不可能である。併し乍らこの記事は何れも根據のあるもので、一概にこの中の一を誤りとして返けることもできかねるものである。そこで私は寧ろ、何故にこのような一見矛盾したような記事を漢代の學者が残したか。

その氣持に立入つて解釋を試みようとした。反つてこういう矛盾の中にこそ、漢代の社會の實體が隠されているのではないかと考えた。そして最後に到達した結論はこうである。亭も郷も、またその上に立つ縣も、夫々個々の聚落をさす名で、原來は古代都市國家の遺制である。但し政治的な獨立は失つたが、その外形は漢代まで残つていて、周圍に城郭を廻らした密集聚落であり、農民も多くこの中に住み、炭燒きや漁夫は例外として、人民が城外に住むことは稀であつた。この城内は道路によつて幾つかに區劃されるが、その一區が即ち里であつて、大凡人家百戸を標準とする。縣といふ郷といふも、若干の里を内に含む城郭都市に外ならず、大小の差はあるが、それは極めて僅かの相違しかない。故に十里一亭と同時に十里一郷という觀

察も成立し得る。そして凡そ十個の亭が存在した時、その中央に位する（恐らく最大の）亭が郷という地位を與えられて、他の九つ程の亭を引率するのである。故に郷というも實は亭の一種にすぎず、但しこの場合には都亭と稱する。これが漢代の學者をして、十里一亭、十里一郷、十亭一郷なる記録を残さしめた理由である。郷と縣との關係も亦、亭と郷との關係に準ずる。漢代の地方制度は後世のような積上げ方式でなく、寧ろ寄集め方式とも言うべく、各城郭都市を單位とし、大なる者が小なる者を率い、更に大なる者がそれを指導するという形をとるのである。以上が大なる私の小論に述べた趣旨であるが、ここには更に、前の論文で言い残した點をつけ加えたい。

漢以前の里は、屢々自然村落であるという風に考えられてきたが、私の考によればこれは城中の一區劃で、唐代城内の坊のように、周圍に牆垣を廻らし、里中の人民は定められた里門からだけ出入することを許されていた。この里門が即ち閭であり、一里には閭が一つしかなかったと思われる。淮南子脩務訓の高誘注に「閭は里なり」とあり、說苑卷十二、奉使篇に晏子の語として、

齊之臨淄三百閭。張袂成帷。揮汗成雨。

とあり、之と密接な關係を有する史料で、戰國策、齊宣王の條に

臨淄之中七萬戶（中略）。

とあるから、一閭當りの戸數は二百三十戸である。一里の戸數は普通に百戸とされるから、この場合一里一閭としても、この里は普通の二倍以上の戸數を含むことになる。若しもこの里に二つも三つも閭があつたとすると、それだけ里數が少くなり、一方一里當りの戸數がいよいよ多くなりすぎて勘定が合わなくなる。一里に一閭は不便なことであるが、それは警察上には有効であつたであらう。閭には監門という者がおかれて、閭門の出入を絶えず監察していたのである。秦の代に張耳と陳餘が亡命し姓名をかえて魏の監門となつたというのがこれである。若し貴顯が里中の人を訪問すれば監門がその取次ぎをした。說苑卷九、正諫篇に、齊の景公が晏子の家を訪れた時のことを記し

前驅報閭。曰君至。

とある。里中の長者を尊敬する爲に、その閭門を過ぎる時に車上で式するのは最大の敬意であつた。周の武王が商容

の閭に式し、魏の文侯が段干木の閭に式したなどはこの例である。

里には宗族が團結して住居することもあつた。晋の文公が曹を伐つた時には、軍に令して釐負羈の宗族の閭に入ることなかれ、と禁止した（史記卷三五、曹叔世家）。また離騷の序に

三閭之職。掌王族三姓。曰昭・屈・景。

とあり、三閭大夫に任せられた屈原は、自己の屬する屈氏をも含め、三閭（『三里』）に分れて夫々團結して住む王族の三派を掌つた。されば里には階級性があつたのであるが、但し身分ある者の家が、裏側で別の里の閭門に近接することもある。列女傳卷一、魯之母師の條に、魯の大夫が臺上から眺めてみると、民婦が閭門で一日中立ちつくしているのを見たという話が載つている。

秦の始皇帝が暴政を行つたという例えとして、漢書、食貨志や陳勝傳に

發閭左之戍

という言葉が用いられる。これは漢書鼂錯傳にある如く

入閭取其左

とも表現され戦前の海軍に半舷上陸という言葉があつたが、それと似たような意味であり、當時の人民は殆んど凡て里居していたので、その半數の壯丁を徵發することである。

これによつて見ても、一里一閭なることが判明するので、若し一里に幾つもの閭があれば、どの閭から入るかによつて閭左の範圍が變つてきて、大問題を引きおこしたことであろう。古代にあつては個人の家の門と、公共的な里の閭門とは嚴重に區別されねばならなかつた。例えば前漢の于定國の父子公が高く造らしめたのは里の閭門であり、私の家門ではなかつた。前漢書卷七一、于定國傳に

始定國父子公。其閭門壞。父老方共治之。于公謂曰。少高大閭門。令容駟馬高蓋車。我治獄多陰德。未嘗有所寃。子孫必有興者。

とあり、共通の閭門を治めんとする父老に對して于公が自信を以て注文をつけたことが面白いのである。然るに唐の李漸の蒙求の標題は「于公高門」とあり、これだけを見ては私家の門と解される虞れがある。戰國策、齊閔王の條にも

其母曰。女朝出而晚來。則吾倚門而望。女暮出而不還。

則吾倚閭而望。

とあり、門閭は人を待つ場所として形容的に用いられた。

里門の閭から各家の門に至る中間に更に閭と稱する門が設けられることがあつた。説文に

閭里中門也

とあり、閭閭と續けて、平民、下層民の住居を意味した。閭が面する大通りは街であり、街の交叉點は衢である。閭を通つて里中に入った通り道は巷であり、顔回が住んでいたむさくるしい巷は陋巷である。

里の周圍には土塀を廻らしたので、之を垣と言ひ、里中の各家も亦周圍に塀を廻らしたので之を牆といつた。兄弟が牆にせめぐとか、牆を踰えて隣家の娘と仲よしになるとかう際の牆が即ちこれである。但し垣と牆とは里の外壁では共通するので、この文字も亦屢々相通じて用いられる。古代の里制は寧ろ自治的な意味を強くもつたであろう。そこにいわゆる父老なる者が指導的地位に立つ地盤があつた。漢代となつても、その意味が決して全く失われたとは思えない。併し統一漢帝國がその人民を確實に掌握するためにも、この里制、更にその上に立つ郷亭制は甚だ有効で

あつたに違いない。人民が密集し、その周囲を幾重にも圍つておけば人民は隠れる場所がなく、さればこそ兵役の徵發も、賦という人頭税の徵収も可能であつた。ところがこの郷亭制と里制とが崩壊しはじめたのである。そして前とはすつかり變つた村制が代つて成立するのであるが、これは中國史上的一大變遷である。私は前の論文でも、村制の成立について若干の考察を述べておいたが、今再び、更に立入つた説明を加えたいと思う。何となればこの間の推移を述べることが、中國史の理解の上に重大な手懸りを與えることになると思ふからである。

二 郷亭の崩壊と屯田

三國以後、中國の歴史に北方民族の活躍、特にその内地移住が著しい傾向となつて現われてくる。それは恰も、ローマ帝國に對するゲルマン民族の侵入を思わせるものがある。そして異民族の侵入は、もちろん異民族自身の立場から考察せねばならないが、同時に侵入を受けるようになって側からの考察も忘れてはなるまい。凡て問題は相對的なものであり、異民族の侵入といつても、それは侵入を可能

ならしめるような状態が古代帝國側に存在したに違いないのである。そして漢の場合、それは郷亭の衰微崩壊に外ならなかつた。

漢代政治の特長は、郷官、或いは郷亭の職が重んぜられたことにある。これは中國の傳統的な解釋で、有名な顧炎武の日知錄卷八の「郷亭之職」なる一章は史家必讀の文字とされている。これによると漢初まで郷の代表者なる三老はその社會的地位が頗る高く、天子に對して直接助言を行つたことも珍しくなかつた。こういうことは後世からは到底考えられぬ現象であるが、併し私の考えるように、天子といつても原來は一つの都市國家の代表者にすぎぬことを思えば、郷の代表者の三老と、それ程性質の違ふものではなかつたのである。寧ろ後世の考で古代の歴史を讀んで訝かる方が不思議なのかもしれない。そして漢代まで、郷亭の職が重んぜられたのは、郷亭自身がなお健全な働きを營んでいたからに外ならない。それが三國以降、郷亭の職は次第にその社會的地位が低下してきたが、それは同時に郷亭そのものの衰微を物語つていたのである。

然らば郷亭の衰頽は如何にして起つたかと言へば、それ

は結局、漢帝國の中央集權の結果に外ならない。由來、權力のある所に金が集まり、金の集まる所に人が集まる。司馬遷は史記貨殖傳に、漢の都のおかれた關中の地の繁榮を記し

關中之地。於天下。三分之一。而人衆不過什三。然量其富。什居其六。

と言つた。これは明かに誇張であるが、大きな權力が樹立されると、權力に近く生活するほど利益が多い。そこで人民はなるべく中央に近付こうと移動し出すのである。中央に近付けば近付くほど利權を漁る機會が多く、反對に地方に取殘されると、損な負擔ばかりが大きくなつてくるものなのだ。後漢書、卷九五、張奐はその塞外經略の大功のために、本籍地の敦煌酒泉から内地の弘農へ移籍することを願つて許されたのは有名な事實だが、こういう例は他にも多かつたであろう。尤も政府が許可なしに邊郡人の内郡移住を禁止していたといつても、恐らくそんな禁令は十分には守られなかつたであろう。

これと同様な現象が地方末端でも起つた。遊俠の郭解が縣尉の史に運動して知人のために、踐更の役をいつも免れ

させていたという話が残っているが、これは中央の權力が
いかに重く地方末端の住民の上へのしかかつてきたかを物
語るものである。天下が分裂していた時には、人民は兵役
に狩り出されても、そんなに遠方まで連れて行かれること
はなかつた。然るに漢の統一國家が成立すると、人民は廣
大な帝國の端から端へ出動させられた。續漢書郡國志の漢
陽郡の條下に郭仲産の秦州記を引いて、隴山の歌を記して
いる。これによると隴山に大きな坂があり、隴坻とよばれ、
東西百八十里に及ぶが、山嶺に登つて東の方秦川を望めば
四・五百里、極目泯然たり、山東人が役にやられて此に升
つて願瞻するもの、悲思せざるはなかつた。そこで歌つて
曰く

隴頭流水 隴山の流水は

分離四下 分離して四方に下る

念我行役 念えば我行役して

飄然曠野 曠野に飄然たり

登高遠望 高きに登つて遠望すれば

涕零雙墮 涙こぼれて二すじに流る

とあり、正に二千年前の鴨綠江節と言えるだろう。そして

こういう兵役に取られるか否かは縣城に駐割する一縣尉の下吏の一言にかかつていたのである。そして權力者の下にある機構は次第に擴大する。私は嘗て漢代の郷制を論じて、漢代の縣の機構は小規模であるが、晋に至つて擴大されたことを述べたが、その變化は決して急激に起つたことではあるまい。縣の組織が強化されればされるほど、縣は郷亭の組織を越えて直接に人民を支配しようとし、郷亭の人民は權力に近付くために縣城に移住しようとする。結局天下の人民は郷亭から縣へ、縣から郡へ、郡から都へと移動して行くのである。そして郷亭に附屬する農地は荒廢する一方、權力に寄食する人民は生産から離れた遊手と化して了うのである。

晋の武帝の時、弟の齊王攸が上奏して（晋書卷三八）

今地有餘羨。而不農者衆（中略）。都邑之内。遊食滋多。と言つているが、地に餘羨ありとは、もと郷亭周圍の農地で荒廢したもの多きを言つてるのである。ついで惠帝の時に司空張華の賊曹屬なる束皙が議を上つて

今天下千城。人多遊食（中略）。又州司（司州？）十郡。

土狹人繁。三魏尤甚。（晋書卷五一）

と云うが、千城の城とは縣のことであり、既に郷亭は問題とされてはいない。三魏は魏郡と、もと魏郡の東西都尉であつた廣平・陽平の二郡と合せて三郡を指す。これは曹魏の舊都の鄴を含む地で、曹操の天下經營の根據となつた地方であるから人が多く集り、晋代になつてもなお變らなかつたのであらう。

結局、郷亭の衰微は古代帝國の權力集中の結果として力學的に起つた不可避な現象である。そして一たびこういう動きが始まると、それがとめどなく進展するものである。何となれば郷亭に住居することを不利益として、その住民が中央へ向つて移動したのである以上、跡に残された者には一層重い負擔がかかつてくるからである。そしてこのような權力集中が、必ずしも中央政府の念願するようにはかりは行われず、地方各所に權力の吹き溜りができると、そこが反中央の據點となつて三國以後の割據的形勢を馴致するのである。

漢代以後、度々政府によつて試みられた屯田政策も以上のような見地から見直すべきものである。比較的古く行われた有名な屯田は、前漢宣帝の時の趙充國の羌中における

屯田であるが、これは郷亭制の存在を前提とし、その崩壞を防止し、補強して農業を振興し國防に寄與する意味をもつていた。前漢書卷六九趙充國傳に

羌虜故田及公田。民所未墾。可二千頃以上。其間郵亭。

多壞敗者。臣前部士入山伐材木。大小六萬餘枚。皆在水次。願罷騎兵。留弛刑應募。及淮陽汝南步兵。與吏士私從者。合凡萬二百八十一人。用穀月二萬七千三百六十三斛。鹽三百八斛。分屯要害處。氷解漕下。繕鄉亭。浚溝渠。治湟陁以西道橋七十所。令可至鮮水左右。田事出。

賦人二十畝。

とあり、冬月には兵士萬人を要害の所に分屯させ、山に入つて木を伐り、氷の解ける頃、春水に乗じて材木を下して、郷亭（内の住居）を繕い、溝渠を浚え橋梁を修理し、耕作期に至れば萬人の軍人に田二十畝宛を給して農業に従事させようといふのである。更に下文によれば屯田兵の耕作期間に郡騎、及び屬國騎を發して、馬を放牧させながら、耕作作者を守護させようと言つてゐる。この中に「郷亭を繕する」とあるに注意すべく、屯田兵は當時の人民と同じように耕作期間は郷亭の内部に住居しつつ、毎日彼等の田地へ

勞働に出かけたと思われるのである。この狀況はまだ屯田という名のなかつた頃、文帝の時の鼂錯の上言と讀みくらべて見ると更によく理解される。前漢書卷四九、鼂錯傳に

然令遠方之卒。守塞一歲而更。不知胡人之能。不如選常居者。家室田作。且以備之。以便爲之高城深塹（中略）。先爲室屋。具田器。迺募罪人及免徒復作。令居之（中略）。如是則邑里相救助。赴胡不避死。

とあり、いわゆる徙民實邊策であるが、徙民をして高城深塹中に邑居生活を營ましめつつ耕作に従事させ、事ある時に戰爭に徵發しようとしたのであつた。趙充國の屯田策は、この徙民實邊策の一變形であり、軍士をして一時的徙民となつて郷亭を補強させ、事平げば内地に撤退させたのである。

然るにそれが後漢の末期になると全く性質が變つてきた。それは既に郷亭の崩壞が甚しくなつたためか、屯田は郷亭の外に、郷亭と對立して置かれるようになったことである。即ち後漢書卷八八、傅燮傳に、彼が靈帝の時漢陽郡（前漢の天水）の太守となつた時の事を記して

乃廣開屯田。列置四十餘營。

とあるが、この營は郷亭とは離れて別個に造られた營壘で、恐らく屯兵の生活の本據であつたであろう。何となれば間もなく、曹操による許下の屯田が始まつたが、これを受けた鄧艾の淮上の屯田は、晋書食貨志によれば

遂北臨淮水。自鍾離而南。橫石以西。盡泚水。四百餘里。五里置一營。營六十人。且佃且守。

とあり、營を據點として且つ佃し且つ守つたのである。

このような五里毎に布置された壯丁六十人一團という小規模な聚落は、前代にはあまりなかつたことで、後世村という聚落形態は實にこの屯田から發したといつてよい。即ち村なる字はもと邨と書き、この邨は言うまでもなく屯に邑を附したものに外ならない。

中國古代の人民は邑居が原則であり、之に反する者は言わば反社會的存在であつた。例えば盜賊集團の如きがそれである。後漢書卷八八、虞詡傳に

朝歌賊寧季等數千人。攻殺長吏。屯聚連年。州郡不能禁。乃以詡爲朝歌長(中略)。潛遣貧人能縫者。傭作賊衣。以采緹縫其裾爲幟。有出市里者。吏輒禽之。賊由是駭散。

とあり、この盜賊は朝歌の郊外に居を構えていた者で、そ

れを屯聚と言つたのである。されば後に「出市里」とあるは、「市里に現われる」の意であつて、城中に入ることを言つたのであろう。屯聚なる語は趙充國傳の引用の續ぎにも見え、ここでは羌族についてであるが、それが城外に於いてなる點は共通である。然るに新方式の屯田策は、政府の方針として、從來の邑居と全く變つた村居の生活様式を造り出したのであつて、正に人民生活にとつて革命的な變化といつてよい。但しこの村居は、たまたま起つた異民族の侵入とも密接な關係をもつて發展して行くのである。

三 華北異民族部落の發展

秦の始皇帝が築いた萬里の長城は、華夷を隔絶するためのものであつた。併し當時、長城南側の中國内地は、人口密度も今日ほどでなかつた上に、その人民が密集した城郭都市たる縣・郷・亭に集中して住んでいたとすると、そこから少しく遠く離れた郊外は、いわば無人の地であるから、いくらも空地が残つていたわけである。そこへ周圍の異民族が侵入する傾向が早くから現われたのは自然である。前漢書卷六九、趙充國傳に

是時光祿大夫義渠安國。使行諸羌。先零豪言。願時渡遼水北。逐民所不田處畜牧。安國以聞。充國劾安國奉使不敬。是後羌人。旁緣前言。抵冒渡遼水。郡縣不能禁。

とあり、これは宣帝の時のことであり、且つ長城のない西方國境での事件であるが、同様のことは北方にも起りうる可能性があつた。最初に北方の長城を越えて中國内地に大量的に移り住んだのは、周知の如く南匈奴の部落であつた。晋書卷九七北狄傳に、後漢が匈奴の五千餘落を内地に移したことを記し

入居朔方諸郡。與漢人雜處(中略)。其部落。隨所居郡縣使宰牧之。與編戶大同。而不輸貢賦。

とあり、ここに漢人と雜處とあるが、それは決して今日我々が考へるような雜處の意味ではなかつた。それは有名な江統の徙戎論の中に羌族のことを述べ

建武中。以馬援領隴西太守。討叛羌。徙其餘種於關中。

居馮翊河東空地。而與華人雜處。

と言つて居り、既に漢人は城中に住み、異民族は部落をなしているから、異民族が城中に入つたのではなく、また異民族は空地に徙されたのであるから、部落内で漢人と個人

的に雜處したのでもない。ただ漢人の城郭と異民族の部落とが内地において交錯していたにすぎない。そして異民族の部落はその地方の郡縣の長官から支配されたと言つても、貢賦を輸せずとある通り、税役を課せられたわけでないから、支配というのにも有名無實であつたのである。それのみでなく、彼等は中國の郡縣とは別系統に、彼等自身の部族組織を維持していた。晋書卷九七北狄傳に

北狄以部落爲類。其入居塞者。有屠各種。鮮支種(中略)。凡十九種。皆有部落。不相雜錯。

とあり、最初の中は漢人と混合しなかつたのみならず、彼等同志でも種族が違えば混合しなかつたのであつた。此等の異民族の中、匈奴部落は南匈奴單于の子孫に統率されるが、魏の曹操の時、その勢力が餘りに強大に過ぎるを慮り、之を五部に分ち、部帥を立て、後に都尉と改めたが、漢人を都尉の司馬に任じて輔佐させるのを名目として實際は監察を行わしめた。この頃から匈奴はその組織のままである時には兵役に徵發されたようである。

中國内地に移住した異民族は、急激にその人口が増加したと言われる。これは理由のあることで、遊牧民族はその

畜産のみで自給自足を行うよりも、その生産を農業民族の穀物と交換すれば、數倍の人口を養うに足りる食糧を獲られるという。中國内地に移住した異民族はその産業としては従來の牧畜を維持したが、直ちに附近の中國人と交換を始めたことは疑いない。されば塞内に移住した南匈奴も最初は五千餘落にすぎなかつたものが、魏末に至ると、晋書北狄傳に

其左部都尉所統。可萬餘落。居于太原故汝氏縣。右部都尉。可六千餘落。居祁縣。南部都尉。可三千餘落。居蒲子縣。北部都尉。可四千餘落。居新興縣。中部都尉。可六千餘落。居太陵縣。

とある如く、合せて二萬九千餘落に膨脹していたのである。更にこの外にも後から塞内に移住した者が引きもぎらぬ有様であつた。同じことは關中についても言え、江統の徙戎論に

關中之人。百餘萬口。率其少多。戎狄居半。

と言つている程である。その一例として隴西郡に鄰する金城郡を擧げんに、この郡はもと前漢の昭帝の置く所であり、續漢志郡國志の永和五年の統計では

十城。戶三千八百五十八。口萬八千九百四十七。

とあるが、三國志卷十六、蘇則傳注に魏名臣奏を引き、金城郡は韓遂の亂にあり、戶五百に満たなかつたが、張既が離散を集めて見戶千餘に至り、雜種の羌を招懷して三千餘落を郡に服せしめたとあり、如何に地方末端における漢人と異民族の勢力が入り替つて了つたかが伺われる。自ら郷亭を衰微させた中國の郡縣はこの様にして異民族の部落に包圍され、浮び上つて了つたのである。

塞内に移住した異民族は、最初は中國人の居住する城郭から離れた空地をあてがわれ、そこに部落生活を送つたので、始めは別に中國人との間に土地所有權で紛争を引き出すこともなくしてすんだらしい。併し内地居住が長くなるにつれて必然的に中國人と經濟關係に入り、この事は結果として親和と相剋との相反する二方向を齎した。これは晋書卷一〇四、石勒載記に載する所の彼の生立ちによつてよく代表されるであろう。先ず彼は上黨郡武鄉縣の羯人なり、とあるが、之は武鄉縣に屬する土地内で羯人の部落に住んでいたことを指す。次に

年十四。隨邑人。行販洛陽。

とあるが、ここに言う邑人とは武郷縣に住む中國人を言う。異民族の部落人を邑人ということはない筈である。即ち彼は武郷縣の中國人、恐らく商人と密接な經濟關係に入り、その案内で國都の洛陽まで行商に赴いたのである。然るに太安年間（三〇二—三〇四年）に并州に飢饉が襲い戰亂が起つて、石勒は諸小胡と共に亡散した。そしてこういう災害が起ると、隠れていた民族的相剋が表面に現われて激化する。

會建威將軍閻粹。說并州刺史東瀛公騰。執諸胡。於山東賣充軍實。騰使將軍郭陽張隆。虜群胡。將詣冀州。兩胡一枷。勒時年二十餘。亦在其中。

とあり、罪もない人民を捕えて奴隸に賣却して軍資金にしようとするのである。そして人浚いの對象としては先ず中國人からは異民族の胡人が選ばれたのであつた。最初は組織の力をもつた中國人が優勢であつたが、やがて中國人同志の勢力争いが激しくなり、八王の亂となつて互いに相傷けると、そこに南單于の匈奴が獨立を遂げ、今度は形勢が逆轉して中國人が胡人に虐待される場面が出現する。それがいわゆる永嘉の亂である。

異民族が政權を獲得して城郭都市を占領すると、都市も最早中國人民の安住の地ではなくなつた。彼等は否應なく城外に抛り出されて、不安な散居生活を送らねばならなかつた。そして今度は、漢代の人口集中とは全く反對の人口分散の傾向が生じてきた。戰亂は中央ほど慘害が激しい。そして地方ほど被害が少くて軽くすむのである。もし山間の田舎まで逃げのびれば、そういつも中央の戦局が波及してくるものではない。これは我々も今度の戦争で経験したことである。人民は都から郡へ、郡から縣へ疎開しはじめてた。そして縣から先は、もう昔のような郷亭は殆んど存在していなかつた。彼等は嘗て異民族がやつていたような部落生活を始めたのである。そして田舎に残存していた異民族と、今度こそは本當の雜居をしはじめたのである。それが即ち村の生活であつた。そして時にはそれが豪族の同居であつたり、又は豪族の支配する莊園であつたりした。

四 江南の村落と莊園

中國人民の南方への移住は別に晋代永嘉の亂に始まつたことではない。漢の盛時、平和な時代にも南方に對する入

植は絶えず行われていた。併し中原に戦亂が起るたびに、戦禍を避けて疎開する意味での流徙が盛んに行われた。後漢末の戦亂もその一機會であつた。そして最大なものが永嘉の亂であつたのである。從來の内亂は中國人間の競争にすぎなかつたが、永嘉の亂は民族的相剋であつただけ、その慘禍は深刻であり、中國人民は安全を求めて續々と東晋政權下の江南へ移動を開始したのであつた。

ところで江南地方は華北と異つて、古くは城居生活がさまで普及していなかつたらしい。これは土地の卑濕な條件の然らしむる所で、最初は人民はジャングルを切開いて住居を造るに忙しく、後世の苗族と相似たる山寨のような村落に住んでいたであらう。然るに次第に土地が乾き、廣い耕地が生ずると、そこへ北方から城郭生活様式が輸入され、普及してきた時に、今度は北方から中國人の民族移動の波を受けたのである。

東晋時代に北方から江南に流入した中國人は、併し乍ら豫想とは異つて、城居する者は少くして寧ろ獨自に聚落を造つて住んだようである。この聚落は村とよばれたが、彼等が村居した理由の一つは、新たに北方から移つてきた流寓

は、前から土着した本地人との間に摩擦が起り、餘程の有力者でなければ城中に割りこむことは困難であつた爲である。次に南來の流寓は平和な新天地を求めて移住してきてのであつて、南方に安住した上で今度は江南政權から兵役に驅り立てられることがあればそれは甚しく本意でなかつたからである。彼等はなるべく政權の及ばない、陶淵明が夢みたような桃源村に住むことを理想としたのであつた。因みに桃花源は飽迄村であつて、後世言うような桃源郷ではなかつた。南齊書卷十四、州郡志南兗州の條には東晋の南渡の頃の狀態をのべて、

時百姓遭難。流移此境。流民多庇大姓。以爲客(中略)。

凡諸流寓。本無定憩。十家五落。各自星處。

とあり、十家五落ならば部落二家ということになり、それこそ星の如く、散居したのであつた。前述の如く、このような城外の散居聚落をはじめは屯と稱したが、やがて旁に邑を附けて邨と稱し、次で南朝も終頃になると、音の同じきによつて村字を代りに用うることが多くなつたようである。

古代城内の里のような密集人口を支配してきた縣政府に

とつて、郊外に散居する村落中の人民を掌握することは甚だ困難であつた。そこで縣の機構を強化する一方、村落の自然の形體をそのまま認めてそこに若干の自治機能を有する代表者を立て、縣と協力して政治を行わしめた。南朝では梁の武帝の頃になるとこうした村制が略々成立を見たようである。梁書卷二、武帝本紀、天監十七年の詔に、流寓對策を命じて

本郷無復居宅者。村司三老及餘親屬。卽爲詣縣。告請村內官地官宅。令相容受。

とあり、ここに村司とあるは唐代の村正の如き存在であろう。三老は郷三老であるが、この時代の郷は既に郷城ではなく、單なる區域を指す郷の意味になつていたと思われるが、そこから如何にして郷三老が推擧されたかかは知ることができない。とまれ流民を村の問題として、村司三老と縣とが協力して、村内で解決を計ることになつたのである。城外の村落はそつくり豪族の莊園であることが多かつた。これには北方から南下した流民の團體が、有力者の指導の下にそのまま落付く場合もあつた。陳書卷十三、荀朗傳に

梁承聖二年。率部曲萬餘家。濟江入宣城郡界。立頓。

とあり、頓は屯と同じく莊園村落であり、また屯封という言葉もあつた。この場合の屯は既に普遍的に用いられるようになった村字に對して少しく違つたニュアンスを持つてゐる。梁書卷三八、賀琛傳に

百姓不能堪命。各事流移。或依於大姓。或聚於屯封。

とあり、この場合、大姓も屯封も莊園を指しているのである。そして莊園を別莊、別業とも稱するのは、それが城邑から遠く離れた村落にあり、城内の第宅や近郊の産業とは異なるからである。

漢以來の初期莊園は、自給自足を原則としたので、その立地は地形の最も複雑な場所、山あり谷あり、湖水あり川流あり、原野あり高地ある所が選ばれた。前出の宣城郡は首都建康の南に位してさまで遠くなく、恰好の莊園立地條件を具えていた。梁書卷五二、顧憲之傳に、南齊の竟陵王子良の莊園について

時司徒竟陵王〔子良〕。於宣城・臨城・定陵三縣界。立屯。封山澤數百里。禁民樵採。

とあり、數百里に及ぶ廣大なものであつた。このような貴族顯官の莊園の外に、官衙も亦莊園を有して費用を捻出し

ようとした。宋書卷四七、劉敬瑄傳に

宣城多山縣。郡舊立屯。以供府郡費用。

とあり、莊園を以て軍府と郡の經濟を助けたのである。

當時の莊園は言わば多角經營とも稱すべきものであり、單に穀物を生産するのみならず、果樹をも栽培し、牧畜もし、狩獵もし、漁撈もし、商業も行い、時には採鑛冶金をもした。かかる莊園は必ず人民の聚落を伴うので、その面から屯とよぶのが普通であるが、またその最も大きな機能の面を取つて、傳・邸・冶などよばれるものがあつた。梁書卷三八、賀琛傳に、政府所有の莊園の經營が必ずしも有利に行われていないことを述べて

治署邸肆。何者宜除（中略）。四方屯傳。何者無益。

と言つているが、かかる種類の莊園は公私共に所有する所であり、殊に寺院はそのまま一種の莊園であつた。梁書卷三、武帝本紀大同七年の詔に

公私傳屯邸治。爰至僧尼（中略）。乃至廣加封固。越界分斷水陸。採捕及以樵蘇（中略）。若是公家創內。止不得輒自立屯。與公競作。以收私利。

とあり、公の莊園が私の莊園に優先すべきことを令してい

る。そして先には傳屯邸治と云い、後には單に屯と言つてゐるから、傳・邸・冶は夫々特別な機能をもつた莊園で、屯はそれらの總稱であることが判明する。

この中、邸は邸閣、邸肆などと連稱され、倉庫をさすが、已に物資を多く貯藏すれば商賣をも行つたであろう。冶は言うまでもなく鑛山冶金であるが金屬製品の生産も行い、同時に買手がくれば賣却もしたであろう。次に傳は

傳客舍也（後漢書卷九四、史弼傳注）

という解釋があり、旅人を宿泊させる設備である。而して旅人は恐らく隊商が多かつたであろうと思われる。

我々が中國の史書を讀んで行く間に感ずることは、漢代には爲政家が商人勢力の興隆に脅威を感じて頻りに抑商主義を唱え、それが事實として政策の上にも現われてきてゐるが、勿論その効果は疑問であつた。然るに三國六朝時代に入るとこの問題は殆んど鳴りをひそめてしまふ。そして宋代に入ると再び商人の專横が問題となり、之に對する政府の施策が必要となつてくる。前漢武帝の時の均輸平準法は抑商政策の代表のように言われ、宋の王安石の新法の中、均輸法や市易法は、單に抑商政策という程單純なものでは

ないが、要するに商人勢力を確實に政府の掌握の中におこ
うとする意圖を以てなされたものである。

ところで三國以後唐以前の間、商業問題が爲政者の眼に
大きく映らなくなつたのは、確かに商業そのものの不振と
いう點もある。商業の不振は貨幣經濟の後退となつて現わ
れ、漢の五銖錢から後、唐の開元通寶が出現するまでの中
間、多額に銅錢が鑄造されたことがなく、従つて現今まで
多量に存在する有名な古錢がない。開元通寶が流通しはじ
めた唐時代の律においても、價格の標準は銅錢でなく絹何
疋を以て言い現わされている。併し商業問題が政治化しな
かつた理由は單にそれのみではない。前述の如く當時の莊
園は著しい多角經營であり、單に生産において多角的であ
つたばかりでなく、生産と同時に交易をも併せ行つていた
からである。即ち漢代や、宋以後のように純粹の商人とい
うものが少くて、商業は莊園經營の中に、その一部門とし
て吸収されていたためである。後漢の王褒の僮約は我々に
とつて莊園活動の多面性を教えてくれる點で興味があるが、
その中

舍後宥樹。當裁作舟。上到瀟主。下至江州(中略)。綿亭

買席。往來都洛。當爲婦女。求脂澤。販於小市。歸都擔
菓。轉出旁墜。牽犬販鷲。武陽買茶。楊氏池中擔荷。往
來市聚。

とあり、僮僕は莊園主人の命を受けて、相當の遠距離まで
商業に出かけて行つて行つて行つて行つて行つて行つて行つて
には車乗が不可缺の財産であつた。スタイン敦煌文書二四
二三號は三階教典示所犯者瑜伽法鏡經殘卷であるが、(矢
吹慶輝、三階教之研究、附二四五)寺院の外財として
奴婢畜生。車乘莊田。及諸珍寶、金銀等物。

を擧げている。當時の寺院はそのものが一種の莊園と見る
べきことは前にも述べた。

結局、當時の莊園は、屯・傳・邸・治と名こそ變れ、後
世のように専門に分れて分業的に従事するのではなく、あら
ゆる方面に利益を追求して多角經營を行つていた。その生
産においても、宋以後の單作地帯に對する資本家の投資と
異り、あらゆる多種類の生産に努めて、その餘剩物資を自
己の車乗を利用して市場に賣出し、必要品を市場から買求
めたのである。されば實際には相當多量の物資が國中を移
動したので、これを宿泊させる任務も亦莊園が代行したの

であつた。これが中世莊園の特色である。

更に當時の莊園は單に豪族や貴族が經營するのみならず、郡のような官衙も參加した。天子や王族も亦その例に洩れない。屯田こそは天子の莊園である。政府のやることは個人もやり、貴族のやることは天子もやる。天子は貴族の一種にすぎず、官衙は屢々長官個人と同一視されるのが當時の實情であつた。これは殆んど封建制度と異なる所がない。ヨーロッパ中世の皇帝は諸侯の一つに外ならなかつたし、日本江戸時代の大名の城は政府であると共に大名個人の邸宅であつた。

公私を問わず、莊園は必然的に勞力を供給する人民の聚落を伴つた。傳といい、邸といい治というもそれは一面、屯であり邸であり村であつた。その人民は流民を抱えこんだものが多いとは諸記録の傳える所であるが、流民はもと政府の公民であつた。だから若し莊園がこれを自己の私有物と見なして、國家への奉仕を横取りすると、それは私附の民とか、蔭附の民とかいうものになり、地方官は努めてそういうものを摘發（出民）して、之を公民の身分に返さなければならなかつたのである。事實魏晉の時代まではそ

うした地方官の勞力が眞面目に拂われていたのであるが、次第に貴族の勢力が強くなつてくると、大勢の赴くところに抗しきれなくなつて、政府としても事實を事實として追認しなければならなくなつた。ここに奴隸以外に、奴隸と良民との中間に位する賤民階級の出現を見たわけである。そしてその名稱や身分が區々なのは、成立の事情そのものが區々であつたためであろう。この所謂上級賤民については、既に濱口重國博士の優れた研究があるから此に繰返す必要はない。ただ彼等は最後に唐代に入つて、部曲客女なる名稱で總括されて、始めて法律的な地位を明確に與えられることになつたことを附記しよう。

五 唐令に於ける村制の沿革的意義

中國古代の社會状態は、後世の狀態から我々が漫然と想像するようなものとは違つて、そこには寧ろ古代ヨーロッパに行われたような都市國家が存在していた。殆んど凡ての人民は城内の區劃たる里の中に閉じこめられ、むしろ里があるが故にそこに安住していたのである。秦漢帝國の人民支配は、この里による人民の掌握に外ならなかつた。然る

に漢が亡びて後、六朝に入ると、人間は城郭に住む者と村落に住む者との二種類に分れてきた。之はヨーロッパ中世の状態を彷彿させる。その後唐代になると社會状態は漢代に比べてすつかり變つていた。地方政治の根據地たる縣はその城郭も大きくなり、縣衙の機構も擴大されたが、縣城の郊外には最早や古代のような郷亭の城郭は見當らなくなつて、一面に散居する村落が、星のように散らばつていたのである。然らば唐王朝はこのような村落の人民を如何にして支配し得たであらうか。

唐の根本法典たる令は、高祖の武徳七年（六二四年）に最初ものが發布された。この時はまだ天下が略々統一されたばかりであつたから、そこに規定する諸制度は多く六朝以來の舊を承けたものであらう。この武徳令の戸令には、縣以下の聚落區分を

百戸爲里。五里爲郷。四家爲鄰。五家爲保。在邑居者爲坊。在田野者爲村。

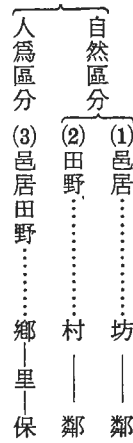
と規定している。この規定の中で、四家を鄰となすとある意味について、從來さまざまの解釋が行われていたが、私はいはこれを、ある家と、その東西、南北に接する家との間に、

鄰という相互關係が生じ、連帶責任を持ち合うことだと解した。私はその考を簡單な言葉で、「東洋史研究」第十一卷第一號の餘白に述べておいたが、近頃鹿兒島大學の増村宏教授が、「鹿大史學」第六號に「唐の鄰保制」を載せて更に詳しい考證を試みておられる。要するに五家の保は、人爲的に五家の組合を造らせて連帶責任を負わせ、保長を立ててその代表者とするに對し、隣は組合ではなく相對關係にすぎず、各家の位置によつて自然に近い者同志が連帶責任を負わされる制度である。

また保が五家であることから、里の百家、郷の五百家は、保を積み上げた結果として生じた、同様に人爲的な區分であることが分る。そしていま元和郡縣志によつて、そこに記載された郷數と戸數とを比較すると、一郷當り大凡五百戸ほどになつてゐるから、郷・里・保の區劃は少くも一度は令制通りに實施されたものであると想像される。但しこゝういふ區劃は一度成立するとそのまま固定してしまひ、固定すると、もとは聚落區分であつたものが地域區分に移行し易いものである。

唐の郷里の人爲的區分に對し、唐の村坊は自然區分であ

ると言える。何となれば坊は縣以上の城内において、道路によつて區分され、垣牆によつて圍まれた地域であつて、漢代の里と殆んど變らない區劃であり、村は大凡そ三・五十家の自然聚落だからである。結局、唐令の規定では、人為區分と、自然區分とが重複平行して存在するのである。いまこれを分り易く表に示せば次のようになる。



そしてこの聚落區分の源流沿革を尋ねて行くことによつて、我々は歴史上における唐代の地位を一層明確に把握することができると思う。

(1) 坊——鄰　これは中國古代に普遍的に行われた里制の延長で、殆んど變る所がない。漢代の里制においても、鄰という關係は存在した。鄰はまた比、比鄰とも言い、漢の里は今の市街地のようであつたから、比鄰とは兩鄰をさしたものであろう。漢書尹翁歸傳に

盜賊發其比伍中。

とあり、また食貨志に王莽時代の連坐制を述べて

比伍知而不舉告。與同罪。

とあり、比は比鄰であり伍は保伍であり、兩者の重複は既にこの時代から存在した。而して酷吏や王莽の下で連坐制が強化されたのでこのような記録が残つたが、連坐制は恐らく、漢王朝及びそれ以前においても時々行われていたことなのであろう。

この様に考えると、坊鄰の制こそは中國古代における最も本源的な制度であり、これに對して同じ自然區分に基づくと言つても、(2) 村鄰の制度は漢代以後になつて發達したものである。私は前から、中國古代には人民が城中に里居して、郊外には後世のような村落が存在しなかつたと言つてきたが、この點について更に説明を加えたい。漢書食貨志上に、井田法の一種を述べて

井方一里。是爲九夫。八家共之。各受私田百畝。公田十畝。是爲八百八十畝。餘二十畝。以爲廬舍。

とあり、井田九百畝を八人で分けたあとに二十畝が残るので、これを廬舍の場としたというが之に對する顔師古の注は

廬田中屋也。春夏居之。秋冬則去。

と言ひ、廬とは臨時の小屋掛けで、永久的な住居ではないことを言つている。但し師古注だと、農民は春夏にはそこに寝泊りしているように思えるが、班固の本文は決してそうではなかつた。それは後文に

春將出民。里胥平旦。坐於右塾。鄰長坐於左塾。畢出。

然後歸。夕亦如之。

とあり、春夏には里民が城外に勞働に出るが、毎日朝晩に里胥と鄰長とが閭門の左右なる塾に坐して人員點檢を行うといふのである。されば廬舎とは單なる物置小舎であり、せいぜい晝食位をすます所で、顔師古のいふような寝泊りの場所ではない。更に漢書食貨志卷上の文に

在野曰廬。在邑曰里(師古曰。廬各在其田中而里聚居也)。

とあり、班固の考へたる上古の制度における聚落の形體は漢代と殆んど異なる所なく、農民の殆んど凡ては城邑に住居したとしてゐるので、事實またその通りであつたと思われ。そして唐代の人には、顔師古のような學者にさえ、漢代人の生活は既に理解できなくなつていたのである。

次に自然區分と平行し重複して行われた(3)郷―里―保なる唐令の制度は、名前こそ漢代の郷里と似ているが實際は

全く別なものである。從來の研究の盲點はこの名目の同一なるに捉われて、漢以前の郷里と唐の郷里とを區別して考へなかつた點に存する。前述の如く、五百家の郷と百家の里とは、五家の保の倍數であるに違ひないが、然らば抑も保とは如何なる起原をもつものであろうか。

保はまた保伍といひ、それを二倍した什と重ねて什伍といふ呼び方もある。所で古代の民家が里巷中に櫛比してゐたとすると、そこに五家の組合、十家の組合をつくることは甚しく不自然なものになる。更にまた什伍、保伍といふ文字は何れもイ偏に従つて居り、之は個人と個人との關係であつて、鄰のような邑制とは異つたものであつたことを證している。然らば個人の組合せとは何か、言うまでもなくそれは軍隊の單位である。周禮小司徒の條の賈公彥疏に

在家爲比。在軍爲伍。

とあり、逸周書、武順の晋孔晁注には「伍は兵名なり」とある通り伍とは原來軍制であつた。十人が什、百人が卒である。故に商鞅が

定變法之令。令民爲什伍。而相収司連坐(史記卷六八、商君列傳)。

とあるのは、人民を治めるに軍法を以てしたわけで、さればこそ未曾有の暴政と非難されたのである。併しながら一度悪政が始まると古代帝國の中央集權にも好都合であったので、漢代にも程度の差こそあれ引續き存續した。そして三國以後、軍政から出た屯田村落が普及し、村居が一般化してくると、中央政府は村民を掌握するために、一層嚴重な保伍の制を村に散居する人民の上に及ぼしたのである。但しそれを土族即ち貴族にまで及ぼしてよいか否かには議論があつた。されば村落は古來の民政の體系のみを以てしては、政府による人民掌握が十分に行われ難かつたので、軍制たる保伍の制を併せ實施せねばならなかつた。ここに積み上げ方式の行政組織の基盤が成立し、伍を二十倍して里とし、里を五倍して郷とし、郷を重ねて縣、縣を重ねて州郡となるといふ一連の體系が成立したのである。漢代の里制中の連座制は、間歇的に、尹翁歸のような酷吏によつて強化されたに過ぎなかつたのに反し、唐代は六朝の制を受けて、令によつて相督察する恒常的な規定となつていた。軍政の民政への滲透、それが三國以來、唐に至るまで發達してきた中世的社會の特色であり、これはそのまま封建制

と言つてもいい性質のものである。そしてこのように軍制の保伍制によつてバックされた村制の成立と共に、郷亭制及び古代郷官制は影を止めぬまでに崩壊し、古代市民社會も同時に没落してしまつたのである。

繰返して言えば中國上代社會は都市國家體制の社會であつた。人民は密集した聚落到に住み周圍に城郭を廻らし、内部に里制を設けて住んでいた。聚落の一つ一つが即ち都市國家であつたが、その中に指導的な地位を占める大國とこれに従屬する小自治體とが生じ、次第に權力の集中が行われて秦漢の古代帝國を出現させる。併し當時の地方制度は後世のような積み上げ式でなく、寄集め方式である。數個の亭の中の一つが郷となつて他の亭を率い、數個の郷の中の一つが縣となつて他の郷を率い、數個の縣の中の一つが郡となつて他の縣を率いるのである。然るに漢の中央集權政策が強化されると地方末端において縣が大きくなる一方、郷亭が衰微した。

都市國家社會では、耕地も都市の周邊に附隨するだけで、遠郊には廣い空地が残されていた。そこで放任すれば遊牧民族が侵入してきて、この空地で放牧を行い、城邑中の中

國人との間に紛争を起す虞れがあつた。そこに秦の始皇帝が萬里の長城を築いて遊牧人を北方に驅逐する必要も生じたのである。後世からの非難にも拘わらず、始皇帝の政策によつて、長城以南には前漢代まで中國的な秩序が保たれていた。城郭から遠く離れた空地には殆んど人居がなく、後世のような村落は見られない。若しあればそれは當時における反社會的な存在であつた。然るにやがて新しく村落が発生し、郷亭の崩壊と共に發達して行くが、之を促進させたのは一つは、西方北方よりする遊牧的民族の侵入定着であり、他の一つは國家の政策としての屯田であつた。漢代初期の屯田は邊防の爲に國境附近の郷亭を補強するものであつたが、後漢末より三國に入つては、新形式の村落を創造することとなつた。村なる文字はもと屯田の屯から系統を引く字である。

村落に散居する人民を縣が確實に掌握するには困難があつた。ここに採用されたのが保伍の制である。保伍はもと軍制から出て、個人の連帶責任を定めたものであり、古くは酷吏などによつて例外的に民間に課せられたに過ぎなかつたが、次第に恒常的な制度と化してきた。唐代の制度は

この保伍を地盤として、之を積上げてその上に郷里の制を施行した。名目は同じいが唐の郷里は古代の郷里とは全く實質が異なるものである。

唐制は前代の制度を集大成したものであるだけ、そこには無用な重複が見られる。やがてそれが變化して、都市では坊制が崩れて街巷制となり、農村では里制が脱落して郷村制が残るのであるが、此等の點については又改めて筆をとる機会があるであらう。

〔付言〕 引用文はさまで難解なものはなく、一方重要な意味をもつと思われるので、原文のままて紹介し一々に譯を附すことを省略した。

decay of the money economy. The former became impracticable because of the appearance of wanderers and the increase of slaves and tenant farmers among the lower orders. The decay of the latter was brought about by the decrease of the amount of currency and the tendency of currency to become concentrated in the hands of the privileged classes. The author concludes that the *suan-fu* vanished because of these conditions.

On the Appearance of Villages in China
—An Aspect of the Ruin of the Ancient Empire—

Ichisada Miyazaki

China had its period of city-states in antiquity, and something of this system remained in the Han 漢 dynasty. Therefore, in the Han the *hsien* 縣, *hsiang* 鄉 and *t'ing* 亭 were all cities, each with a wall around it, and held some arrondissement (*li* 里) in it. The peasants living in the cities tended the farms nearby outside the wall every day, and the lands farther away were left uncultivated. In the Han dynasty, there were few villages to be found like those of later times.

When the centralization policy adopted by the government brought about the ruin of the *hsiang* and *t'ing*, the peasants moved to the *hsien* to seek employment, and therefore more and more fields were left uncultivated. These deserted areas were then occupied by the nomad-invaders from the north or west, who established villages there. On the other hand the Chinese government allotted the deserted areas to its soldiers, after abandoning attempts to reconstruct the *hsiang* and *t'ing*. These allotted fields, called *t'un-t'ien* 屯田, were established by Ts'ao Ts'ao 曹操 of the Wei 魏 dynasty in the north. The *t'un-t'ien* needed the establishment of villages as well. Sometime later, in the Yangtze River basin in the south, there flourished the manors of the powerful clans, who gave refuge to those who fled from north China, and villages consequently appeared there also. The *pao-wu* 保伍 system, though originally designed for the military, was later used by the government to gain control of the dwellers of the new villages.